

厚生年金保険法の改正に伴う企業会計基準の見直しについて (要望書)

退職給付会計における厚生年金基金の代行部分の取り扱いの見直しにつきましては、過去数回にわたって要望書、質問書を提出いたしましたが、未だ見直しが実現しておりません。また、根本的な見直しを先送りし、当面の対応のみを定める内容の企業会計基準委員会の3月16日付公開草案に対しては、圧倒的多数の反対意見が提出されたところであり、このような状況を踏まえ、再度、要望書を提出いたします。

平成16年年金法改正後の厚生年金基金の代行部分の実態を正確に反映した見直しを早急に行っていただくよう、強く要望いたします。

平成18年8月7日

企業年金連合会
理事長 加藤 丈夫

企業会計基準委員会
委員長 斎藤 静樹 殿

厚生年金保険法の改正に伴う企業会計基準の見直しについて

平成18年8月7日
企業年金連合会

1. 代行部分の債務の明確化

○平成16年年金法改正により、厚生年金基金の代行部分について、厚生年金基金が負っている債務は最低責任準備金であり、それを超える企業の負担は発生しないことが明確となった。

2. 3月16日付公開草案に対して圧倒的多数の反対意見

○平成17年4月以降、企業会計基準委員会において検討が行われてきたが、当然見直すべきであるという意見がある一方で、見直す必要はないという意見もあり結論が出ないことから、平成18年3月16日付けで、見直しについてはなお検討を要するが、当面の取扱いとして、現行の基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示した公開草案が提示され、意見の募集が行われた。

○5月17日の退職給付専門委員会において、公開草案に対して提出された意見の状況が公表されたが、総数141件のうち、本公開草案に反対し抜本的見直しを求める意見は130件を超えており、賛成意見は5件であった。

○反対意見は、企業年金連合会、全国総合厚生年金基金協議会、企業年金連絡協議会、日本年金数理人会、信託協会、生命保険協会、日本証券投資顧問業協会、企業、学識経験者などから幅広く提出されており、圧倒的多数が本公開草案に反対している状況である。

○さらに、提出された反対意見の中には、これまでの委員会における議論では検討されなかった視点からの意見も含まれている。

3. 公開草案への反対意見を十分に検討し、根本的な見直しが必要

- これまでの退職給付専門委員会においては、公開草案に対して提出された意見の内容について十分に議論することなく、公開草案の書きぶりを若干手直しする案が提出されている。
- しかしながら、これだけ幅広く反対意見が提出されたことは、今回の公開草案が法令に基づいて運営されている厚生年金基金制度の実態と大きく乖離しており、この内容に基づいて財務諸表が作成されたならば、企業の実態を正確に開示するという会計基準の本来の目的に反する結果となるという認識が広く共有されていることを示している。
- たとえ当面の取扱いとしても、今回の公開草案が適用された場合には、貸借対照表において示される企業の資産・負債の状況、損益計算書において示される企業の損益の状況が実態と大きく乖離したものとなる。例えば、給付現価交付金の取扱いなどの要因により、実態として利益が出ていないにもかかわらず会計上は利益が出ることとなるなど、極めて歪んだ結果が開示されることになる。
- その結果、企業の正確な実態を開示することを目的としている会計基準が、逆に誤った情報を開示することによって投資家、企業、従業員など社会全体に大きな不利益を与えることとなる。
- 今回の改正後の厚生年金基金の代行部分は、従来にない新しい仕組みであることから、その取扱いについては、制度の本質的な意味を評価した上で、最も適切な方法が採用されるべきである。
- 企業会計基準委員会において、今回の公開草案に対して提出された意見の内容が十分に検討され、企業の実態を反映した会計基準の見直しが早急に行われる必要がある。